

牛久市教育委員会 6月定例会会議録

1. 日 時 令和5年6月22日(木) 午後1時30分
2. 場 所 ひたち野リフレビル 4階 第3会議室
3. 出席委員 石井 美知夫・吉原 英夫・八木橋 晴美・宮本 芳子
4. 委員以外の出席者

教育部長		吉田 茂男
次長兼教育企画課長		吉田 充生
次長兼スポーツ推進課長		高橋 頼輝
学校教育課	課長	北島 道夫
指導課	課長	河村 博行
文化芸術課	課長	木本 拳周
生涯学習課	課長	糸賀 珠絵
中央図書館	館長	斎藤 正浩
学校教育課	課長補佐	松添 明彦
学校教育課	課長補佐	森田 明
学校教育課	課長補佐	野口 治
指導課	課長補佐	山口 明
指導課	課長補佐	飯田 千枝美
文化芸術課	課長補佐	山越 義弘
文化芸術課	課長補佐	宮田 夏海
生涯学習課	課長補佐	澤城 裕介
スポーツ推進課	課長補佐	保坂 正博
教育企画課	課長補佐	山口 功
教育企画課	主査	宮嶋 亮輔
5. 欠席者 教育長 染谷 郁夫
6. 会議録署名人 吉原 英夫
7. 議事事項

議案第18号	牛久市教育支援委員会委員の委嘱・任命について
議案第19号	牛久市文化財保護条例施行規則について
議案第20号	牛久市文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第21号	牛久市青少年相談員規則の一部を改正する規則について
議案第22号	牛久市社会教育委員の委嘱・任命について
報告第24号	令和5年度学校運営協議会委員の任命について
報告第25号	令和5年度牛久市地域学校協働活動推進員の委嘱について
報告第26号	牛久市指定文化財等保存事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について
報告第27号	牛久市文化芸術振興審議会委員の委嘱について
8. その他

次長兼教育企画課長	出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。
石井職務代理人	<p>改めまして、皆さん、こんにちは。天気の方はちょっと曇り空ですがけれども、こんな中でコロナのほうはなかなか収まらないということで、学校現場でもなかなか子供たちのマスクが取れないような状況を聞いております。</p> <p>そうは申しましても、授業のほうは順調に進んでおるようで、ハイブリッドの中でデジタルとそれからこれまでの教科と合わせながら授業が展開されているのかなというふうに考えております。先生方も大分ご苦労なさっているとは思いますが、ここに来てICTのほうも、ChatGPTについてどういった見解になるのか文科省のほうの動きを見なければなりませんけれども、そうしたものを踏まえた上で、しっかりと子供たちの学びが担保にできるように考えていきたいと思っております。</p>
石井職務代理人	<p>開会を宣言する。</p> <p>会議録署名人 吉原 英夫委員を指名する。</p>
石井職務代理人	初めに、議案第18号「牛久市教育支援委員会委員の委嘱・任命について」、事務局より説明をお願いいたします。
学校教育課長	<p>それでは、私からは議案第18号「牛久市教育支援委員会委員の委嘱・任命について」、ご説明いたします。</p> <p>お手元の資料2枚目の名簿をご覧ください。</p> <p>牛久市教育支援委員会は、特別な教育的支援を必要とする次年度入学児と児童及び生徒に関して、教育委員会の諮問に応じて調査審議するために設置された機関で、現在、委員の任期が令和5年6月30日をもって満了となりますことから、牛久市教育支援委員会条例第3条の規定に基づき、医師、学校教育関係者、児童福祉施設等職員及び学識経験者のうちから20人以内での任命または委嘱することになっております。</p> <p>名簿に網かけをしております4名が新たに任命または委嘱する方々で、それ以外の9名の方々につきましては再任となります。</p> <p>任期は、令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2年間となります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>

石井職務代理者	<p>事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>すみません、今回の項目については所属の変更ということで、所属の中の方の入替えという形になりますか。</p>
学校教育課長	<p>そうですね。学校、所属の入替えというふうなことについては、校長会の会長が変わったりとか、あとは社会福祉協議会のだぞみ園も管理責任者が変わっているなど、そういったところが変わっている方がおります。</p> <p>議案第18号について出席者全員の賛成を得る。</p>
石井職務代理者	<p>次に、議案第19号「牛久市文化財保護条例施行規則について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
文化芸術課長	<p>議案第19号「牛久市文化財保護条例施行規則について」、説明をさせていただきます。</p> <p>当該規則の上位法令であります牛久市文化財保護条例の全部改正について、ご説明させていただきます。</p> <p>資料は、今回の規則改正の最後にこちらの説明資料をつけさせていただいておりますので、そちらのほうをご覧くださいというふうに思います。</p> <p>同条例の改正内容につきましては、文化財及び文化財に準ずるもののうち、地域に伝え残され及び親しまれているもので、保存及び活用の必要があるものを牛久市認定市民文化遺産として認定できる制度を新設するとともに、文化財保護審議会について規定するほか、所要の改定及び規定の整備を行うものです。</p> <p>あわせて、文化財保護に関する条例を整備統合することで、牛久市文化財保護審議会条例を廃止いたしました。</p> <p>同条例は、令和5年第2回市議会定例会におきまして、議案第30号として採決を経て可決され、令和5年条例第16号として交付されることとなりました。</p> <p>今回の施行規則の改正につきましては、同条例の全部改正を受けて改正するものとなっております。内容としましては、市指定文化財に関する各種届出について、また、新制度である市認定市民文化遺産の申請から認定に関わる様式や各種届出について、牛久市文化財保護審議会に関する規定を定めるものです。</p> <p>以上、ご審議のほうよろしく申し上げます。</p>

石井職務代理者	事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いいたします。
八木橋委員	<p>質問なのですが、この資料の真ん中ら辺にある、「牛久市の文化遺産は、牛久独自の文化と歴史の結晶であり、それらを市民共有の財産として地域全体で守り育てていくことは、市民一人ひとりがまちに対する誇りを高めるとともに、文化遺産を次代に伝えていく原動力になる。牛久市の文化遺産をより広く顕在化させるとともに、市民と行政が一体となってその保存活用に取り組んでいくことが必要である」と書いてあるんですが、シャトーのような建造物はすごく伝わりやすいんですけども、その他の文化財ってちょっと伝わりにくいところもあるので、広報とかホームページ以外に、知ってもらう活動としてどんな取組をしているのかお聞きしてもよろしいですか。</p>
文化芸術課長	<p>今、同委員からご指摘のあったとおりで、なかなか建造物とか目に見える文化財で、有名なもの以外についてはなかなか埋もれてしまっているような現状があります。我々としては、商工観光課さんの観光ルートに載せていただいたりとか、あとは外から来る団体さんとかのご案内とかは積極的に行うようにはしているんですけども、あとは各市内の小中学校の総合的な学習に出ていって、そのところでご説明して、なるべく周知活動のほうはさせていただいているような状況です。</p>
石井職務代理者	<p>今回は、この条例改正に伴う施行規則についてこちらで議決をするということですね。条例のほうは議会のほうで決まっていて、それに従う施行規則についてはこちらのほうで審議をして議決をするという形になりますので、お願いいたします。</p> <p>議案第19号について出席者全員の賛成を得る。</p>
石井職務代理者	<p>次に、議案第20号「牛久市文化財保護審議会委員の委嘱について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
文化芸術課長	<p>議案第20号「牛久市文化財保護審議会委員の委嘱について」、ご説明をさせていただきます。</p> <p>この議案は、牛久市文化財保護審議会委員の委嘱につきまして、委員の同意を求めるものです。</p>

	<p>牛久市では、国指定重要文化財であり日本遺産にも認定されている牛久シャトーをはじめとする市内建造物の保存活用や、住井すゑ文学館を拠点とした周辺文化財の連携などに加え、新制度となります、先ほどご説明させていただきました牛久市認定市民文化遺産制度を導入したりと、引き続き学識経験者等の助言が必要となっていきます。そのため、専門機関に所属する研究者を主体としまして、市の文化財保護行政に専門的見地から調査していただくべく、別紙のとおり審議会委員の委嘱をするものです。</p> <p>今回の委嘱予定者は前回同様9名でございます、8名が再委嘱となり、1名が新規委嘱となっております。ご本人たちからは内諾をいただいていることを申し添えさせていただきます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
石井職務代理者	<p>事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いいたします。 新任の伊藤先生の前の方って、どちらのほうですか。</p>
文化芸術課長	<p>前の方は、市議会議員の柳井先生のほうが長く務めてくれていたんですけども、今回退任されるということで、新任の伊藤先生につきましては、これまでは住井すゑ文学館の資料を一緒にやってきていただいた先生でございます、住井すゑ文学館の調査も引き続き行いますので、今回委員のほうをお願いすると。</p> <p>議案第20号について出席者全員の賛成を得る。</p>
石井職務代理者	<p>次に、議案第21号「牛久市青少年相談員規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
生涯学習課長	<p>議案番号変わりました、議案第21号「牛久市青少年相談員規則の一部を改正する規則について」、お諮りをさせていただきます。</p> <p>改正内容につきましては、3枚目、横長の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>第4条2項でございます「連絡会に会長1名、副会長3名を置き、相談員の互選によりこれを定める」という部分の下線の部分、「副会長3名」につきまして、こちらを改正後、「副会長4名を置き」と改正させていただきます。</p> <p>理由につきましては、現在、相談員におかれましては、中学校区ごとに一中、おくの、三中、下根中とひたち野中、そして南中と5つのエリアで分かれて活</p>

	<p>動しておりますことから、この中から1人会長をやっていただきまして、残りの4地区から1名ずつ副会長という形にしたいということで相談員のほうからございましたので、このような改正になった次第でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>石井職務代理者</p>	<p>議案第21号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p> <p>次に、議案第22号「牛久市社会教育委員の委嘱・任命について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>議案第22号「牛久市社会教育委員の委嘱・任命について」、お諮りをさせていただきます。</p> <p>1枚おめくりいただきたいと思ひます。</p> <p>現在、牛久市社会教育委員を務めていただひている方はこちらの11名となっております。任期は令和5年7月1日から令和7年6月30日までとなっております。真ん中にあります再任、新任の欄に新任とありまして、網のかかった5名の方が今回の新任の方でございます。</p> <p>まず、4番の牛久市学校長会から武藤義教様、5番の牛久市PTA連絡協議会から宮田昇一様、7番の牛久市文化芸術振興審議会から宮本芳子様、9番、牛久市スポーツ少年団から高橋伸洋様、10番、牛久市スポーツ推進委員協議会から竹上謙一様の5名が追加されまして、11名となっております。</p> <p>定員上限は25名でござひまして、皆様、社会教育に関しまして教育委員会に助言する役割、権限を担っていただきまして、具体的には、年二、三回会議をこちらで召集させていただきまして、そちらでご意見をいただくような形となっております。</p> <p>説明は以上となります。</p>
<p>石井職務代理者</p>	<p>事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>なかなか社会教育委員さんの意味合いというか、見えてこないとのたまに声が聞かれますので、そういったところを踏まえて、実際にこういうためにやっているんだということを前にもっと説明をしていかなければ駄目だと思います。</p>

石井職務代理者	<p>議案第22号について出席者全員の賛成を得る。</p>
生涯学習課長	<p>次に、報告第24号「令和5年度学校運営協議会委員の任命について」、事務局より説明をお願いします。</p> <p>報告第24号「学校運営協議会委員の任命について」、ご説明をさせていただきます。</p> <p>今回、学校長から、牛久市下根中学校の学校長を通じまして、15番、16番の2名の方が新規で学校運営協議会委員のほうにご推薦を頂戴いたしましたので、この2名を加えさせていただく、委嘱させていただくことになりましたので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>説明は以上となります。</p> <p>報告第24号について質疑を受けるが質疑なし。</p>
石井職務代理者	<p>次に、報告第25号「令和5年度牛久市地域学校協働活動推進員の委嘱について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
生涯学習課長	<p>報告第25号、令和5年度地域学校協働活動推進員の委嘱につきまして、ご報告をさせていただきます。</p> <p>こちらに、裏表に刷ってございます裏面の、下から5行目の33番の方をご覧いただきたいと思います。</p> <p>牛久第一中学校、北川彌生子様。こちら、牛久一中のPTA本部役員をしていただいている方でございますが、学校運営協議会のほうにも入っていただいております、地域にご尽力していただいている方でございます。学校長を通じまして、牛久一中の学校長から、こちら追加で委嘱ということで推薦を頂戴いたしましたので、委嘱をさせていただいた次第でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
石井職務代理者	<p>事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いいたします。</p>
八木橋委員	<p>2名以上の学校が多いようなんですけれども、三中だけがお一人なので、今後増える予定とかはあるんですか。</p>

生涯学習課長	<p>こちらにつきましてはおおむね4名ということで、先般の、先月のときも定例会でご説明させていただいたんですが、互選といいますか、一緒に学校で運営協議会ですとか、それから学校にいろんな活動をしていただいている、今回、地域学校協働活動推進員なんですが、コーディネーターさんとかいろいろな方からご意見を頂戴しながら、適任の方がいれば学校長を通じて推薦という形になっておりますので、今のところは上がってきていない現状です。</p>
石井職務代理者	<p>次に、報告第26号「牛久市指定文化財等保存事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について」、事務局より説明をお願いします。</p>
文化芸術課長	<p>報告第26号「牛久市指定文化財等保存事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について」、ご説明させていただきます。</p> <p>当該要綱は、文化財保護法第182条第1項及び牛久市文化財保護条例の規定に基づきまして、国、県及び市指定の文化財等の保存、管理、修理等を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものです。</p> <p>今回は、根拠法令の一つであります牛久市文化財保護条例の全部改正につき、伴う改正となります。</p> <p>改正内容としましては、第1条中の牛久市文化財保護条例の条例番号が、昭和47年条例第24号から令和5年条例第16号に改められました。</p> <p>以上となります。</p>
石井職務代理者	<p>事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>では、この新旧対照表の空欄になっている部分に、令和5年第16号と入ればいいわけですか。</p>
文化芸術課長	<p>はい。</p>
石井職務代理者	<p>では次に、報告第27号「牛久市文化芸術振興審議会委員の委嘱について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
文化芸術課長	<p>報告第27号「牛久市文化芸術振興審議会委員の委嘱について」、ご報告をいたします。</p> <p>市の文化芸術施策を策定、推進していくためには、牛久市文化芸術条例に基</p>

<p>石井職務代理者</p>	<p>づきまして基本的な方針を定めることとなっておりますが、そのために学識経験者や市民から文化芸術振興審議会委員による審議が必要となっております。</p> <p>委員の任期は2年間でありまして、現在委嘱している委員の任期期間は令和3年7月1日から令和5年6月30日となっておりますので、新たに7月1日から令和7年6月30日までの審議会委員について、別紙のとおり委嘱をさせていただきます。</p> <p>当審議会の委員は、牛久市文化芸術条例第7条第2項において市長より委嘱を受けることと定められておりますため、6月6日の市長の定例決裁において、市長の決裁をいただいております。</p> <p>なお、今回の委嘱予定者は前回と同様8名でございますが、4名が再委嘱となり、4名が、半分が新規の委嘱となっております。</p> <p>以上になります。</p> <p>報告第27号について質疑を受けるが質疑なし。</p> <p>では、以上で本日の議事は終了いたしました。</p> <p>これにて6月定例会を終了いたします。</p> <p>次回の定例会は、令和5年7月20日、リフレビル4階第3会議室、午後1時30分からでの開催となります。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
----------------	---